○　件名
　地理的表示メールマガジン第73号（平成29年７月19日）

○　文面

◇◇
　第73号

地理的表示メールマガジン

平成29年７月19日

◇◇

■■■　　目　次　　■■■

　１．「広告、インターネット販売、外食業等におけるGIマークの使用に関するガイドライン」を策定しました。

１．「広告、インターネット販売、外食業等におけるGIマークの使用に関するガイドライン」を策定しました。

　地理的表示（GI）保護制度においては、平成29年7月時点で、26道府県の38産品が登録されています。
　GI産品の増加に伴い、GI産品やそれを使用した加工品であることをPRしたり、レストランでメニューとして提供する際の扱いが明確でなく、せっかく登録されたGI産品の販売展開に不安があるとの声があったところです。
　このため、農林水産省は、GIマークを、広告、インターネット販売及び飲食業におけるメニュー表示等の、GI産品やその包装等以外のものに使用する場合に守るべきルールを定めた「広告、インターネット販売、外食業等におけるGIマークの使用に関するガイドライン」を策定しました。
　策定されたガイドラインは下記URLから御覧いただけます。

【地理的表示及びGIマークの表示について】
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/index.html

∽∽

[地理的表示メールマガジン]
　発行：農林水産省食料産業局知的財産課
　住所：〒１００－８９５０　東京都千代田区霞が関１－２－１
　電話番号：０３－３５０２－８１１１（内線４２８４）
　FAX：０３－３５０２－５３０１
　http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/mailmag/index.html

　メールアドレスの変更、メールマガジンの配信登録、配信停止はこちら
　http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/chg.html

∽∽